

男女共同参画行動計画のフレーム（案）の検討 関係図

男女共同参画を取り巻く現状

社会情勢の変化

【少子高齢化】 高齢化率が急増
・高齢化率は、平成 22 年 23.1%
⇒平成 67 年 40.5%

・介護・看護を理由とした離職・転職者が年々増加傾向

【女性の社会進出】
・平成 9 年以降、「共働き世帯」が「片働き世帯」を上回る。
・女性の約 6 割が出産を機に退職。退職理由の 4 分の 1 が仕事と育児の両立難。

国や県の動向

【国の男女共同参画基本計画】
・女性の政策方針決定過程への参加促進のため、クオータ制など多種多様な手法による積極的改善措置の検討。
・地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進。

【とちぎ男女共同参画プラン】
・男性の男女共同参画への理解促進、DV 被害者支援対策の推進、仕事と生活の調和の推進。

第 2 次行動計画の評価

- ・成果指標「家庭生活において男女平等と感じる人の割合」
24 年度目標値 42.0%⇒18 年度 29.1%⇒23 年度 31.7%
- ・成果指標「仕事・家事・プライベートを両立している男性の割合（現実）」
24 年度目標値 32.0%（既婚有職男性）⇒18 年度無し⇒23 年度 2.6%（有職男性）
- ・成果指標「過去 2 年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合」
24 年度目標値 0%に近づける⇒18 年度 12.7%⇒23 年度 15.9%

各種市民アンケート調査の結果

【市民意識調査】

- ・「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」では 7 割が、「社会全体」では 6 割が「男性優遇」と感じている。
- ・家庭生活における夫婦の役割分担（炊事・洗濯・掃除等）は、理想は「夫と妻の半々」、現実には「妻」が 6 割以上を担当。
- ・現在の社会的活動は「自治会、まちづくり等の地域活動」が最多の 2 割弱。「特にない人」は約半数で、理由は「仕事が忙しく時間がないから」。
- ・女性の働き方の理想は「再就職型」で約 5 割、実際は 4 割未満。
- ・約 7 人に 1 人がパートナーの健康状態について理解不足。
- ・セクハラ被害のうち、主な被害は「年齢やからだのことで不愉快な意見や冗談を言われた」が最多で、女性の約 3 割。
- ・力を入れるべき男女共同参画推進施策は、「保育・子育て・介護のための支援の充実」、「学校や家庭において男女共同参画意識を育む教育」、「女性の就業支援」。

【中学 3 年生への意識調査】

- ・6 割強が「家事や育児は女性の仕事」であると思っている。
- ・9 割が「男性は結婚したら一家の中心として家族を養うべき」と思う。
- ・9 割強が DV は自分に関係なく、あまり身近なこととは思っていない。

【小学 5 年生への意識調査】

- ・食事の支度や掃除・洗濯などの家の仕事は、「女の人と男の人が力をあわせてやるのが良い」が最多の 5 割。

基本理念 (男女共同参画推進条例第 3 条に基づく)

- 1 男女の個人としての尊厳の尊重
- 2 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択
- 3 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 5 男女の生涯にわたる健康の確保
- 6 国際社会における動向の留意と協調

課題のまとめ

- 1 **男女共同参画意識を醸成**
 - ・固定的な性別役割分担意識の解消や慣行等の見直しに向けた啓発
 - ・男女共同参画の理解を深める生涯学習活動の推進
 - ・子どもの発達段階に応じた継続的な教育や啓発
- 2 **様々な分野への女性の参画を促進**
 - ・政策方針決定過程への女性参画や登用促進
 - ・男女共同参画を推進する人材や団体等の育成
 - ・人材育成後の活躍する機会や場の提供
 - ・地域活動等（防災・環境等）における男女共同参画の促進
- 3 **仕事と生活の調和（WLB）を実現**
 - ・家庭における男女共同参画の促進
 - ・男性の積極的な家庭参画の促進
 - ・仕事と子育てや介護等との両立支援に向けた環境づくり
 - ・多様な働き方ができる環境づくり
 - ・女性の再就職支援や起業支援
- 4 **男女間におけるあらゆる暴力の防止や人権意識の高揚**
 - ・配偶者や恋人からの暴力対策の推進
 - ・性暴力やセクハラ等の女性に対する暴力対策の推進
- 5 **生涯を通じた男女の健康を支援**
 - ・健康のための正しい知識や情報の提供、学習・教育の推進
 - ・ライフステージや身体的特性に応じた健康支援
- 6 **男女共同参画の推進体制**
 - ・施策の推進状況の点検と評価
 - ・職員（市・教職員、保育士等）への意識啓発
 - ・男女共同参画推進団体等との連携による啓発
 - ・庁内・関係機関との連携による推進体制の強化
 - ・国際社会や国の動向に留意・協調

第 3 次男女共同参画行動計画の特徴

- 1 「男女共同参画意識が醸成された社会の実現」と「あらゆる分野における男女共同参画の実現」を新たな「基本目標」に。
- 2 「性別による役割分担や慣行の見直し」と「意志決定の場」・「様々な分野」における男女共同参画の推進」を新たな「施策の方向」に。
- 3 「仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくり」では、「子育て」に加え、「介護」との両立を新たな重点施策に。

基本目標

基本目標 I
男女共同参画意識が定着した社会の実現

市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を意識しながら行動しています。

基本目標 II
さまざまな分野における男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として意志決定の場に参画するとともに、自らの希望に沿って仕事や家庭生活・地域活動などの様々な分野に参画し、個々の能力や個性を最大限に発揮しています。

基本目標 III
男女が互いに人権を尊重し大切にする社会の実現

男女が、個人としての人権を尊重し、互いに思いやり、身体的特性を理解し合いながら、生涯を通じて健康に暮らしています。

施策の方向及び施策

- 1 **性別による役割分担や慣行の見直し**
 - ・男女共同参画意識の醸成
 - ・男女共同参画についての広報・啓発活動
 - ・職員（市職員、教職員、保育士等）への意識啓発
- 2 **男女共同参画の視点に立った教育の推進**
 - ・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
 - ・男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
 - ・男女共同参画の視点に立った地域教育の推進
- 3 **意思決定の場における男女共同参画の推進**
 - ・意思決定の場への女性の登用促進
 - ・男女共同参画推進団体等の育成・支援
- 4 **さまざまな分野における男女共同参画の推進**
 - ・まちづくり活動や専門分野における男女共同参画の推進
 - ・就労の場における男女共同参画の推進
- 5 **仕事と生活が充実し好循環（ワーク・ライフ・バランス）を生み出す環境づくり**
 - ・企業における働きやすい職場環境づくりの促進
 - ・勤労者等への意識啓発・理解の促進
 - ・仕事と子育ての両立支援
 - ・仕事と介護の両立支援
 - ・男性の家庭参画の促進
- 6 **男女間におけるあらゆる暴力の根絶**
 - ・配偶者や恋人からの暴力対策の推進
 - ・女性に対する暴力防止啓発
- 7 **生涯を通じた男女の健康支援**
 - ・健康のための正しい知識や情報の提供、学習・教育の推進
 - ・ライフステージや身体的特性に応じた健康支援

計画の推進

- ・施策の推進状況の点検と評価による管理
- ・男女共同参画推進団体等との連携による啓発
- ・関係課・関係機関との連携による推進体制の強化
- ・国際社会や国の動向への留意と調査研究・情報収集